

第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現、生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施、自殺対策の推進などにより、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築

279億円(236億円)

(1) 世帯全体の複合的な課題を受け止める包括的・総合的な相談支援等の推進

10億円(5億円)

育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくりを進める。また、包括的・総合的な相談体制の構築を目指して、各分野における相談体制の充実を図る。

① 多機関の協働による包括的支援体制構築事業【推進枠】 10億円(5億円)

相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化、複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築する。

具体的には、複合的な課題を抱える相談者を支援するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため市町村において専門職を配置し、包括的な相談体制を構築する事業を実施する。

② 各分野における相談体制の充実

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく地域における子育てを支援する子育て世代包括支援センターの設置(保健師等の配置)、ワンストップで寄り添い型支援を行うひとり親家庭の相談窓口の設置、専門的職員を配置した障害者基幹相談支援センター等における地域の相談支援体制の強化、地域包括支援センターにおける総合相談支援業務、生活困窮者自立相談支援機関における自立相談支援等により、各分野での地域における生活を支える拠点を構築し、専門職がサポートする体制を構築する。

(2) 地域の支え合いの再生・活性化

32億円(6.9億円)

住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する。

① 住民による地域福祉活動体制の強化【新規】【推進枠】

20億円

小中学校区等の住民の身近な圏域で、コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)等の専門職によるバックアップのもと、地域課題の把握、住民団体等によるインフォーマル活動への支援、公的な相談支援機関等との課題の共有を行い、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築する。

② 多様な地域の支え合いの再生、活性化支援【一部新規】【一部推進枠】

12億円(6.9億円)

住民に身近な圏域での地域の支え合いの再生・活性化を図る観点から、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う交流会活動や孤立防止活動等の支援、介護保険の生活支援コーディネーターによる地域の多様な主体間の情報共有や連携体制づくり、担い手やサービスの開発、自殺対策において早期対応の中心的役割を果たす「ゲートキーパー」の養成、ボランティア休暇等の普及、地域の健康増進活動支援、インフォーマル活動の活性化や人材の発掘等により、地域における顔の見える関係づくりや地域課題の共有、孤立防止等の課題解決に向けた取組を支援する。

(3) 多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進(受け手から支え手へ)【一部新規】【一部推進枠】

236億円(224億円)

地域社会と密接に連携した、生活困窮者、生活保護受給者、高齢者、若年無業者、障害者、がん・難病患者等の多様な活躍・就労の機会の確保や就労支援の体制を整備する。

(4) 民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施【新規】

1.5億円

地域の福祉・医療ニーズが多様化・複雑化する中、民間の資金やノウハウを活用した地域の社会的課題への対応(「ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)」の手法の活用)について検討を行う。

**2 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の
適正実施**

3兆72億円(2兆9,581億円)

(1) 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

2兆9,983億円(2兆9,513億円)

① 生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】【一部推進枠】

429億円（400億円）

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等により生活困窮者の自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進する。

ア 子どもの学習支援事業の強化【一部新規】【一部推進枠】（再掲・30ページ参照）
44億円（33億円）

イ 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（218億円）の内数

生活困窮者が直面している賃貸住宅の入居・居住に係る困難な課題を解決するため、物件探し等の個別支援、保証・見守りサービスの情報収集、家賃保証や緊急連絡先の引き受けを行う社会福祉法人等の受け皿開拓など、オーダーメイドの居住支援コーディネートを行う。

ウ 生活困窮者等の就労準備支援の充実【新規】【推進枠】 8.7億円

複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、障害者に対する就労支援のノウハウの活用による専門的な支援を通じて、就労・定着の促進を図る。

エ 生活困窮者自立支援試行的事業の実施【新規】【推進枠】 15億円

生活困窮者自立支援制度の更なる推進を図るため、各自治体の試行的な取組に対して補助を行い、その効果を検証する。

② 新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施

86百万円（85百万円）

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

③ 生活保護制度の適正実施

ア 生活保護に係る国庫負担 2兆9,074億円（2兆8,711億円）

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

イ 医療扶助の適正実施の更なる推進【新規】【推進枠】

53億円

生活保護受給者について、頻回受診等の適正受診指導、後発医薬品の使用促進、長期入院患者等の退院支援等の取組をPDCAサイクルで効果的に実施する地方自治体を支援する等により、医療扶助の適正化を推進する。

- (2) 生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】【一部推進枠】(再掲・65ページ参照) **89億円(68億円)**

3 福祉・介護人材確保対策等の推進

107億円(81億円)

- (1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進(社会保障の充実)(再掲・47ページ参照)

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護事業所におけるインターンシップ等の導入支援や、介護事業所におけるメンタルヘルスケアの充実及び休暇取得促進に必要な代替要員の確保による働きやすい職場づくりに向けた支援など、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

- (2) 介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進等に向けたモデル的な取組の実施【新規】 **1億円**

多様な人材の活用と人材育成を図るため、介護事業所における介護職員間の業務分担の推進や、介護福祉士の専門性を高めるための研修プログラムの策定に向けたモデル事業を実施する。

- (3) 社会福祉法人の創意工夫による多様な福祉サービスの展開【新規】【推進枠】

24億円

国民の多様な福祉ニーズに対応し、社会福祉法人の創意工夫による多様な福祉サービスが展開されるよう、職員の人材育成や経営労務管理体制の強化、改正社会福祉法による社会福祉充実計画に基づく事業の推進等の取組を支援する。

- (4) ハローワークにおける人材確保支援の充実(再掲・59ページ参照)

17億円(17億円)

介護分野における人材確保のため、全国の主要なハローワークに設置された「福祉人材コーナー」を拡充するとともに、関係機関との連携強化を図るなど、就職支援の取組を強化する。

4 自殺対策の推進

32億円(30億円)

(1) 地域自殺対策強化交付金

25億円(25億円)

平成28年4月から施行された「改正自殺対策基本法」に基づき、地域自殺対策強化交付金により、地域レベルでの実践的な自殺対策の取組を支援する。

(2) 自治体における自殺対策計画の策定支援【一部推進枠】

4.2億円(1.6億円)

「改正自殺対策基本法」において全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことを踏まえ、「地域自殺対策推進センター」の全ての都道府県・指定都市への早期設置に向けて取り組むとともに、自治体における自殺対策計画の早期策定に向けた支援を行う。

(3) 民間団体と連携した自殺対策の推進等

2億円(2億円)

「自殺総合対策推進センター」において、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策の支援について、機能を強化する。

また、全国的な活動を行う民間団体が行う自殺対策事業に対する支援を行うほか、自殺予防週間及び自殺対策強化月間において国、地方公共団体、民間団体等が連携した啓発活動等を実施する。

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

274億円(278億円)

(1) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

121億円(135億円)

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護のため、援護年金等について必要な経費を措置する。

(2) 戦没者遺骨収集・次世代継承の促進

23億円(22億円)

① 遺骨収集事業の推進

23億円(21億円)

平成28年4月に施行された、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」及び、同法に基づき閣議決定された「基本計画」を踏まえ、厚生労働省が指定した法人を活用しつつ、現地調査体制の拡充等、遺骨の情報収集に集中的に取り組み、遺骨収集事業の推進を図る。

② 次世代継承の促進

32百万円（30百万円）

先の大戦の記憶を次世代へ継承するため、戦後世代の語り部の育成、中国残留邦人等の証言映像の作成等を行う。

(3) 中国残留邦人等の援護など

111億円（106億円）

① 中国残留邦人等の介護に係る環境整備【新規】【推進枠】

1.1億円

高齢化する中国残留邦人等の特別な事情を理解し、適切な介護サービスを提供できる人材を育成するとともに、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整える。

② 中国残留邦人等援護の着実な実施など

110億円（106億円）

中国残留邦人等への援護を着実に実施するほか、抑留者関係資料の取得及び特定作業を引き続き促進する。